

議案第218号

久留米市都市計画審議会会長 殿

都市計画法第19条第1項の規定に基づき、次の事項について付議します。

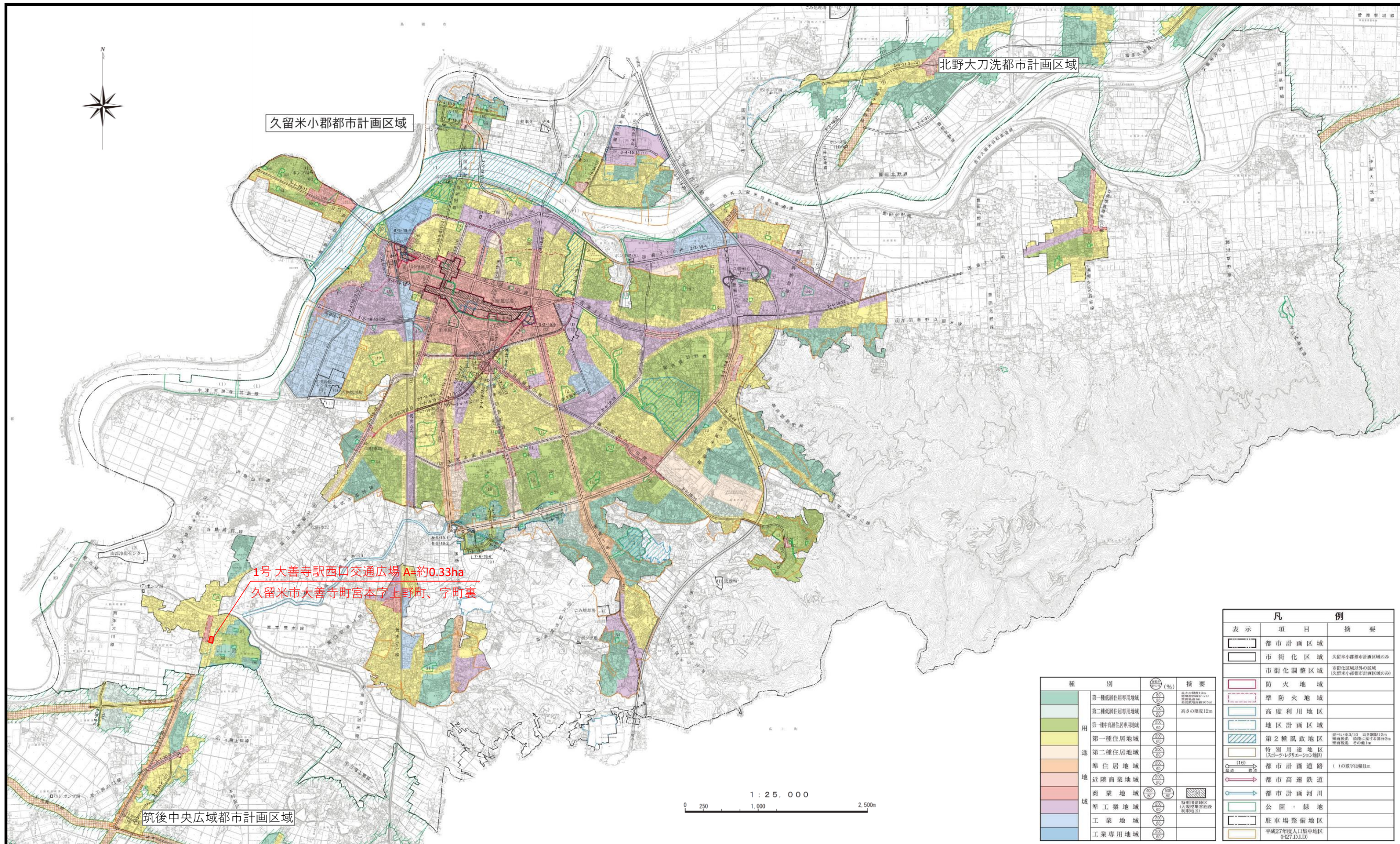
久留米小郡都市計画交通広場の決定（久留米市決定）について

令和4年7月5日

久留米市長 原口 新五



久留米小郡都市計画交通広場の決定（市決定）
 総括図 S=1/25,000



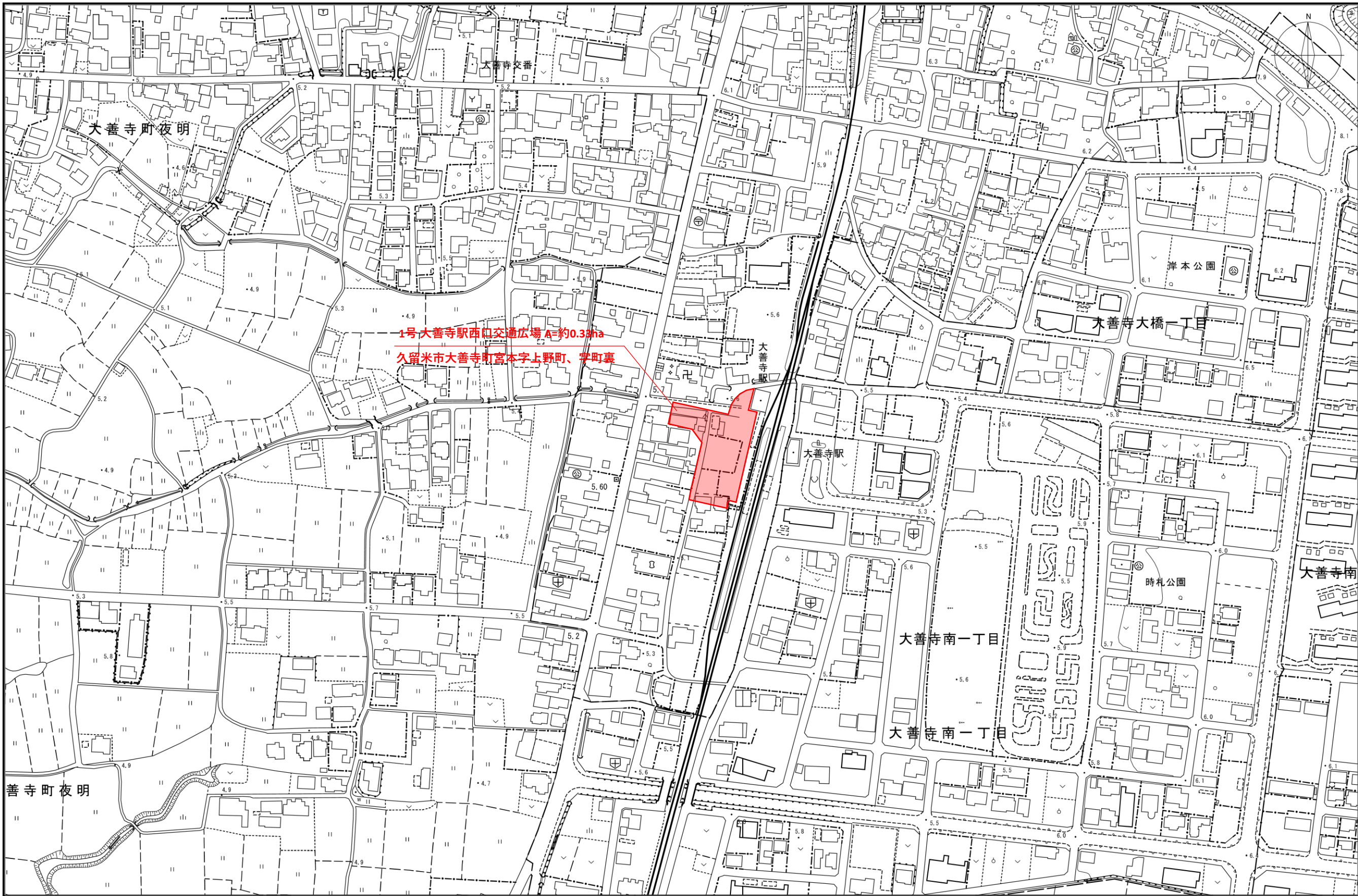
1号 大善寺駅西口交通広場 A≒約0.33ha
 久留米市大善寺町宮本字上野町、字町裏

凡 例		
表示	項目	摘要
[Dashed line]	都市計画区域	
[Thin solid line]	市街化区域	久留米小郡都市計画区域のみ
[Thick solid line]	市街化調整区域	久留米小郡都市計画区域のみ
[Red outline]	防火地域	
[Pink outline]	準防火地域	
[Blue outline]	高度利用地区	
[Light blue outline]	地区計画区域	
[Blue hatched]	第2種風致地区	高さ制限12m 前面高さ制限：道路に接する部分2m 後面高さ その他1m
[Blue hatched]	特別用途地区 [スポーツ・レクリエーション地区]	
[Blue line with (16)]	都市計画道路	()の数字は幅員m
[Red line]	都市高速鉄道	
[Blue line]	都市計画河川	
[Green outline]	公園・緑地	
[Blue outline]	駐車場整備地区	
[Yellow outline]	平成27年度人口集中地区 (特27.D.I.D)	

種 別	面積率 (%)	摘要
第一種低層住居専用地域	30/30	高さの制限10m
第二種低層住居専用地域	20/30	高さの制限12m
第一種中高層住居専用地域	20/30	
第一種住居地域	20/30	
第二種住居地域	20/30	
近隣商業地域	20/30	
商業地域	20/30	
準工業地域	20/30	
工業地域	20/30	
工業専用地域	20/30	

1 : 25,000
 0 250 1,000 2,500m

久留米小郡都市計画交通広場の決定 (市決定)
計 画 図 S=1/2,500



1号大善寺駅西口交通広場 A=約0.33ha
久留米市大善寺町宮本字上野町、字町裏

久留米小郡都市計画交通広場の決定(久留米市決定)

久留米小郡都市計画交通広場を次のように決定する。

名 称		位 置	面積	備考
番号	広 場 名			
1	大善寺駅西口交通広場	久留米市大善寺町宮本字上野町、字町裏	約0.33ha	

「区域は計画図表示のとおり」

理 由

別紙のとおり

久留米小郡都市計画交通広場を決定する理由（久留米市決定）

西鉄天神大牟田線大善寺駅周辺地区は、久留米市都市計画マスタープランにおいて、日常生活圏の中心となる「地域生活拠点」と位置付けられており、「コンパクトな拠点市街地の形成と拠点をネットワークする都市構造」の実現に向けて、交通結節機能の強化を目指している。

当地区は、特急が停車し、緩急接続を有する大善寺駅を中心に居住環境が形成され、駅東側エリアでは、区画整理事業が平成11年に完了し、居住エリアとしての機能が醸成されている。駅西側エリアでは、主要地方道久留米柳川線を軸に、路線バスも乗り入れており、福岡都市圏等への通勤通学者を大善寺駅へ誘導する広域移動軸が形成されている。また、城島町や大川市などの鉄道を有していない駅南西方面の地域を駅勢圏としてカバーしている。

そのような中、駅西側における交通結節機能の確保が不十分であることから、路線バスをはじめ、一般車や歩行者などとの動線が錯綜しており、特急停車駅周辺という地区のポテンシャルを活かしきれていない状況となっている。

このような状況から、駅利用者の利便性の向上を図るとともに、駅利用者等に配慮した歩行者ネットワークの確立を図るため、都市計画交通広場を決定するものである。